

2025 年 5 月 7 日
クミアイ化学工業株式会社

各 位

**中国国家知識産権局による当社特許権紛争の
「2024 年度知的財産権行政保護の典型事例」としての選定について**

クミアイ化学工業株式会社（本社：東京都台東区、代表取締役社長：横山 優、以下、「当社」）と中国企業で和解に至った当該特許権紛争¹⁾（中国特許 ZL200580010635.9、「5-ヒドロキシ-4-チオメチルピラゾール化合物の製造方法」）が、中国国家知識産権局（CNIPA）によって 2024 年度知的財産権行政保護の典型事例²⁾として選定されましたのでお知らせします。この典型事例は、2025 年「世界知的財産の日」（4 月 26 日）に際して CNIPA から公表されたもので、当社は「世界知的財産の日」および日本の世界知的所有権機関（WIPO）加盟 50 周年にあたって、知的財産権の尊重と保護に対する当社の基本的立場を改めてここに表明いたします。併せて、中国国内における当社の法的対応を支援する中国当局の多大な努力に対し、感謝の意を表します。

当社は、知的財産権を中核的な資産と考え、長年に渡り研究開発投資を継続的に拡大してきました。その結果、各国、各地域において多くの特許、商標を取得、保有しています。また、国内外および国際的な関連法規を厳格に遵守し、自社および他社の正当な権利と利益の保護に努めています。その一環として、主力除草剤アクシーブ®（一般名；ピロキサスルホン）の特許ポートフォリオを構築しており、2023 年よりオーストラリア、中国など複数国で当社特許の侵害被疑企業に対し知的財産権を行使しています。オーストラリアでは、5 件の訴訟を提起し、内 2 件は和解による解決に至っています。また中国では、8 件の訴訟等を提起し、内 1 件は和解に至っています。今般、CNIPA によって 2024 年度知的財産権行政保護の典型事例として選定された特許権紛争については、当社の中国企業に対する請求の基礎となった当社特許は、当該被告企業から無効審判請求があったにもかかわらず、CNIPA により有効であると判断されており、当社の知的財産ポートフォリオの質の高さが証明されたものと捉えています。

私たちは「知的財産権の尊重は、公正な競争と技術革新を促進する基盤である」「知的財産権基盤の強化は、企業価値の創造と持続的な成長の源である」「知的財産権侵害への毅然とした対応は、業界の健全な発展と社会全体の利益のための責務である」と確信し、一貫してイノベーションを支持するとともに、知的財産権を尊重し、保護してまいります。当社は、知的財産権を侵害する行為には一切の妥協を許さず、引き続き法的手段を用いて自社の合法的権益を守ってまいります。

1) <https://ir.kumiai-chem.co.jp/ja/newsrelease/news-20241111/main/0/link/1111.jp.pdf>

2)地方の推薦、専門家の審査を経て中国国家知識産権局（CNIPA）が選定する事例であり、優れた成果を収めた価値の高い判例とされている。

<本件に関するお問い合わせ先>

クミアイ化学工業株式会社

お問い合わせフォーム (<https://www.kumiai-chem.co.jp/inquire/>)